

【制度説明会（2月13日）】の質問事項】と回答

質 問 事 項	回 答
<p>過去に環境保全で申請したエリアの面積の一部が未利用となっています。こちらの未利用の面積の申請の取り扱いについてお教えいただきたい。上記エリアはもともと令和5年度の環境保全3年目として申請を行いました。が諸事情により面積を減らして申請をしたエリアになります。</p>	<p>過去2年間（R3・4年度）に交付金で申請していない森林であれば、面積が0.1ha以上の場合、申請は可能となります。</p>
<p>安全講習会の開催場所は、6年度からは対象森林以外の場所で実施しても交付金の対象となると考えてよいのでしょうか？</p>	<p>国の要領が令和6年4月1日付けで改正予定となっており、「安全講習等は対象森林内で実施するものを記載すること。」が、削除となる予定のため、対象森林以外での場所で実施する場合についても交付金の対象となります。</p>
<p>交付金の返還について、対象森林が森林以外に転用されずに所有者のみが変わった場合は、返還対象にならないと考えてよいのでしょうか？</p>	<p>対象森林の所有者が変更した場合は、要領第8の1の（2）の返還対象になりませんが、交付金の返還に関することについて、所有者に説明していただくようよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、活動の期間中に所有者が変わる場合、新たな協定書を森林所有者と活動組織の代表者と取り交わすこととなります。</p> <p>また、国要領第8の「交付金の返還」については、北海道地域協議会から活動組織への交付決定書に記載してありますので、対象森林の所有者に説明をお願いします。</p> <p>注）交付金の返還が生じる恐れのある場合は、北海道地域協議会に相談願います。</p>

<p>対象森林は、0.1ha 以上から補助金の対象になるとのことですが、対象森林が1ha 以上の場合、小数点以下は切り捨てられていると思います。1ha 以下は小数点対象だが、1ha 以上は小数点対象外ということでしょうか？</p>	<p>対象森林は0.1ha 以上が対象です。森林山村多面的機能発揮対策交付金Q & A集【問C-3-2】で、点在する0.1未満の森林を集積して0.1ha 以上にすることは可能か。</p> <p>(回答)0.1ha 未満の点在する森林を対象とすることはできない。</p> <p>【問C-3-3】面積を算定するとき、小数点第2位の扱いは(？)、</p> <p>(回答) 図測による面積算定を想定しているため、精度の関係で小数点第2位は切り捨てることになっており、北海道地域協議会においてもそのように決めています。</p> <p>また、北海道地域協議会では、様式第2号(別紙)活動対象森林面積確認票では、自動計算で小数点第2位以下が切り捨てとなり、小数点第1位的面積が表示されます。</p>
<p>モニタリングの初回調査について、現状が笹原の場所での萌芽再生率調査を行う場合、笹が生えている状態で初回調査を行い、笹刈後にその年の秋に1回目の調査を実施すると考えてよいでしょうか？</p>	<p>ササに覆われて現存する萌芽の確認が難しい場合は、初回調査の際に標準地のササ刈りを実施するのがよいと思います。</p> <p>萌芽や稚樹を数えるときは、「高さ〇cm以上に育ったものを数える」という基準を決めておきましょう。すでに一定以上の高さの萌芽があり基準高をササ丈以上に設定した場合は、ササ刈りをしなくても初回調査が可能かもしれません。</p> <p>活動を実施した後、毎年度の秋に基準高を超えた萌芽の本数を調査します。</p> <p>またササは刈ってもまた再生してきますが、稚樹がササに負けないようササの高さを抑制することが重要です。そのためにササの高さも調べます。毎年同じ季節を調査時期に定めてササ丈の計測もし</p>

	<p>ておくことをお勧めします。</p> <p>詳しくは地域協議会発行の「交付金の効果の調査・確認方法について（モニタリング調査の手引き）」を参照してください。</p>
--	--